

助成募集要項

(2026年度・第1期)

SUREみらい財団は、

機会格差を縮め、誰もが安心して自分らしい選択ができる社会の土台をつくることを目的に、
現場で実践を続ける非営利団体への助成を行います。

本募集では、以下の2分野において助成先を募集します。

A. こども・若者支援 助成プログラム

1. 趣旨

虐待、貧困、孤立、不登校、中退などにより、

「選択肢が極端に狭まっている」こども・若者がいます。

本プログラムでは、居場所・学び・家族支援・セーフティネットを通じて、

「自分を大切に思える」こども・若者を増やす取り組みを支援します。

2. 助成対象となる事業例

- ・ こども・若者の居場所づくり
- ・ 不登校・中退・引きこもり状態にある若者への支援
- ・ 学習支援・体験活動・伴走型支援
- ・ 家庭・保護者への支援を含む包括的な取り組み

※単発イベントのみを目的とした事業は対象外

3. 助成対象団体

- ・ NPO法人、一般社団法人、任意団体などの非営利団体
- ・ 日本国内で活動している団体
- ・ 本分野において実践的な活動実績、または明確な構想を有する団体

4. 助成内容

- ・助成金額：1団体あたり 30万円～200万円（目安）
- ・助成期間：原則1年間
- ・助成用途：事業費、人件費、運営費の一部を含む

5. 重視するポイント

- ・当事者視点に立った事業設計
- ・現場での実行力・継続性
- ・助成終了後を見据えた取り組み
- ・社会に共有できる学びがあるか

B. 障害者就労支援 助成プログラム

1. 趣旨

「働きたい」という思いがあっても、
環境や理解の不足により、就労や定着が難しい障害のある人がいます。
本プログラムでは、合理的配慮と伴走を通じて、
障害のある人が働き続けられる社会づくりを支援します。

2. 助成対象となる事業例

- ・障害者の就労支援・定着支援
- ・ジョブコーチ・職場開拓・マッチング
- ・職場環境整備、スキル訓練
- ・企業・学校・福祉と連携した取り組み

3. 助成対象団体

- ・NPO法人、一般社団法人、任意団体などの非営利団体
- ・日本国内で活動している団体
- ・障害者就労・福祉・教育分野での実践実績がある団体

4. 助成内容

- ・助成金額：1団体あたり 30万円～200万円（目安）
- ・助成期間：原則1年間

- ・助成用途：事業費、人件費、コーディネート費用等

5. 重視するポイント

- ・本人の意思と尊厳を尊重した支援であるか
- ・就労「後」の定着まで見据えているか
- ・企業等との連携が実効性を持っているか
- ・再現性・波及性があるか

共通事項（A・B共通）

1. 応募方法

- ・所定の助成申請書を提出
- ・事業計画書・予算書を含む

※申請書様式は別途公開

2. 選考方法

- ・書類審査を中心に実施
- ・必要に応じてヒアリングを行う場合あり
- ・審査は当財団の審査基準・スコアシートに基づき実施

3. スケジュール（予定）

- ・募集開始：2026年3月1日
- ・応募締切：2026年4月30日
- ・採択通知：2026年5月31日
- ・助成開始：2026年6月～

4. 報告・伴走について

- ・助成期間中および終了後に、活動報告を提出
- ・必要に応じて、対話・伴走を行う

※適切な運営と活動の可視化を目的としてご負担にならない範囲でのご報告をお願いしています。

報告内容は、今後の支援改善や活動発信に活用します。

5. 助成契約について

・本助成に採択された団体とは、助成開始前に、助成金額や事業内容に応じた助成契約（または合意書）を締結します。

当財団では、助成金額に対して過度な事務負担が生じないことを重視し、段階的な運用を行います。

（1）助成金額別 | 契約・報告の考え方（目安）

■ 助成金額：～30万円

助成実施合意書（A4・1枚）

ライト報告フォーマット（A4・1枚）

※Googleフォームでの入力や、写真添付による簡易報告でも可とします。

■ 助成金額：30万円～100万円

簡易助成契約書

標準報告フォーマット

簡易収支報告

■ 助成金額：100万円以上

助成契約書

事業報告書

会計報告書

（2）例外的な取り扱いについて

以下の場合には、上記と異なる様式・運用とすることがあります。

- ・行政補助金等の再配分を受けている団体
- ・他の財団等との共同助成の場合

この場合、元となる助成元の契約書・報告様式を流用または一部準用することがあります。

（3）契約に関する当財団の考え方

- ・助成契約は、管理や統制を目的としたものではありません。
- ・助成内容・役割・報告範囲を明確にし、安心して事業を進めていただくためのものです。
- ・助成期間中に、現場の事情や社会状況の変化により事業内容の調整が必要となる場合には、

事前にご相談のうえ、協議による柔軟な対応を行います。

（4）契約違反等への対応

以下の場合には、助成の一部または全部の返還を求めることがあります。

- ・ 助成目的と著しく異なる用途に助成金が使用された場合
- ・ 虚偽の申請または報告が判明した場合
- ・ 正当な理由なく、報告義務が履行されない場合

6. その他

- ・ 同一団体による複数事業の申請可（採択は1事業を原則）
- ・ 不採択理由の個別開示は行わないが、改善に向けたフィードバックを行う場合あり

おわりに

SUREみらい財団は、「正解を持っている財団」ではありません。

現場とともに悩み、学び、未来につながる一歩をつくるパートナーでありたいと考えています。